

## 限界集落と実態について

いわゆる「限界集落」については、必ずしも明確な定義が確立されているわけはありませんが、最初にこの概念を提唱した高知大学名誉教授の大野晃氏は、中山間地域や離島に見られる既存の集落における限界集落は65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭を始め田役・道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている深刻な状況を指摘するために作られた指標とされています。こういった集落では、集落を維持する労働力を残す半数の青年・壮年層に頼らざるを得ない状況となります。

限界集落には独自の伝統文化や風習が残っている地域もあります。集落の機能を保全すべきといった意見がある一方で、必要な機能を街の中心部に集約するコンパクトシティ化を進めるべきという意見があります。限界集落が増えていくと、その地域だけでなく、市全体に与える影響は多大なものと考えています。集落が消滅すると住んでいた家や土地は、空き家・空き地になっていきます。国土の狭い日本で、限られた土地や家屋が誰にも使われなくなることは、資源の有効活用と逆行することになります。空き家の問題は、限界集落の問題に限らず、放置され管理されない家屋が犯罪行為に使われる可能性もあるといった深

刻な社会問題です。

また、限界集落では農林業が主な産業の場合が多く、集落の消滅により、それらの産業が衰退することは確実であります。農業においては、耕地面積の多くが中山間地に存在し、耕作放棄地の増加が進めば、農業生産が衰退します。林業においても、担い手不足により山林の荒廃が深刻となり、山林が放置され山の管理が届かなくなると山林の持つ保水機能が劣化します。限界集落に対して何の手立てもしない場合には、行政施策の展開に多くの課題が発生します。電気・ガス等の敷設及び維持管理や集会所等の公共施設等の人口当たりの行政コストが高くなる事は必至であります。限界集落の解消に向け、人口流出の抑制と人口流入の促進のために、中山間での雇用の創出は重要です。新たな就労対策も必要ですが、本市には兼業農家が多く、農業に関する就労対策は深刻であり、主要な収入を安定的に確保する事が大きな課題であります。

①「限界集落」は「高齢化率50%以上、集落戸数19戸以下の集落」、②「危機的集落」は「高齢化率70%以上、集落戸数9戸以下の集落」の二つに区分し定義されています。この定義により、平成29年の安芸高田市における限界集落及び危機的集落を算出すると、次の表のとおりとなります。

地域名	人口(人)	世帯数(戸)	年少人口比率	生産人口比率	高齢者比率	行政区数	①限界集落	②危機的集落
吉田町	10,737	5,016	12.3	56.3	31.4	125	10	1
八千代町	3,671	1,689	11.3	51.2	37.5	62	10	5
美土里町	2,766	1,140	9.5	46.6	43.9	76	31	3
高宮町	3,426	1,619	8.3	44.5	47.2	82	20	4
甲田町	5,064	2,263	10.9	49.8	39.3	129	26	5
向原町	3,836	1,787	8.3	46.8	44.9	53	12	0
合計	29,500	13,514	10.7	51.0	38.3	527	109	18

※人口・世帯数は平成29年4月1日現在  
※年少人口0～14 / 生産人口15～64 / 高齢者人口65～

●題字：安芸高田市長 浜田一義



## 民生委員

民生委員制度創設100周年記念

### 第3回 民生委員・児童委員の役割

みなさんは、民生委員・児童委員の役割をご存じですか？

民生委員法第1条では、民生委員は、

「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められています。

わかりやすくいえば、民生委員は、

- 自らも地域住民の一員として
- 住民の立場に立って
- 生活上の課題を抱え、支援が必要な人の身近な相談相手となり
- 福祉サービス等の情報の提供、また行政等の関係機関による支援へのつなぎ役となる

ということです。

さらに、**民生委員は児童委員を兼ねる**こととされており、

民生委員法第14条、児童福祉法第17条で民生委員、児童委員の職務が示されています。

具体的には、

- 住民の生活状況の把握
- 地域の関係機関との連携、協力
- 福祉行政機関の業務への協力

などです。

主任児童委員は、民生委員の一員ですが児童委員活動を専門的に担当し、民生委員児童委員協会における児童委員活動の中心的役割を担うことを期待され、児童委員の職務に加え

- 民児協における児童福祉関係機関との連絡調整役となる
- 区域担当児童委員の活動への援助・協力を担う

ことが示されています。

民生委員活動は、住民との信頼関係を基礎に成立するもので、守秘義務の徹底は、その信頼の維持において不可欠といえます。民生委員を辞めてからもこの守秘義務は、継続されますので安心して相談してください。

制度発足当初は、生活困窮者に対する支援が中心であった活動は、近年、孤立や孤独、児童・高齢者・障害者に対する虐待、悪質商法被害、災害への備えなど、地域住民の抱える課題が多様化し、支援内容は複雑多義に渡っており、民生委員への期待は一層高まっています。より多くの方に民生委員の役割・活動を理解・協力していただきたいと思ひます。民生委員・児童委員は、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりをめざして活動しています。



県民児協マスコットキャラクター  
「広島県版ミンジー」